

裾野市地域旅客運送サービス継続事業実施方針（案）

令和3年12月23日  
裾野市

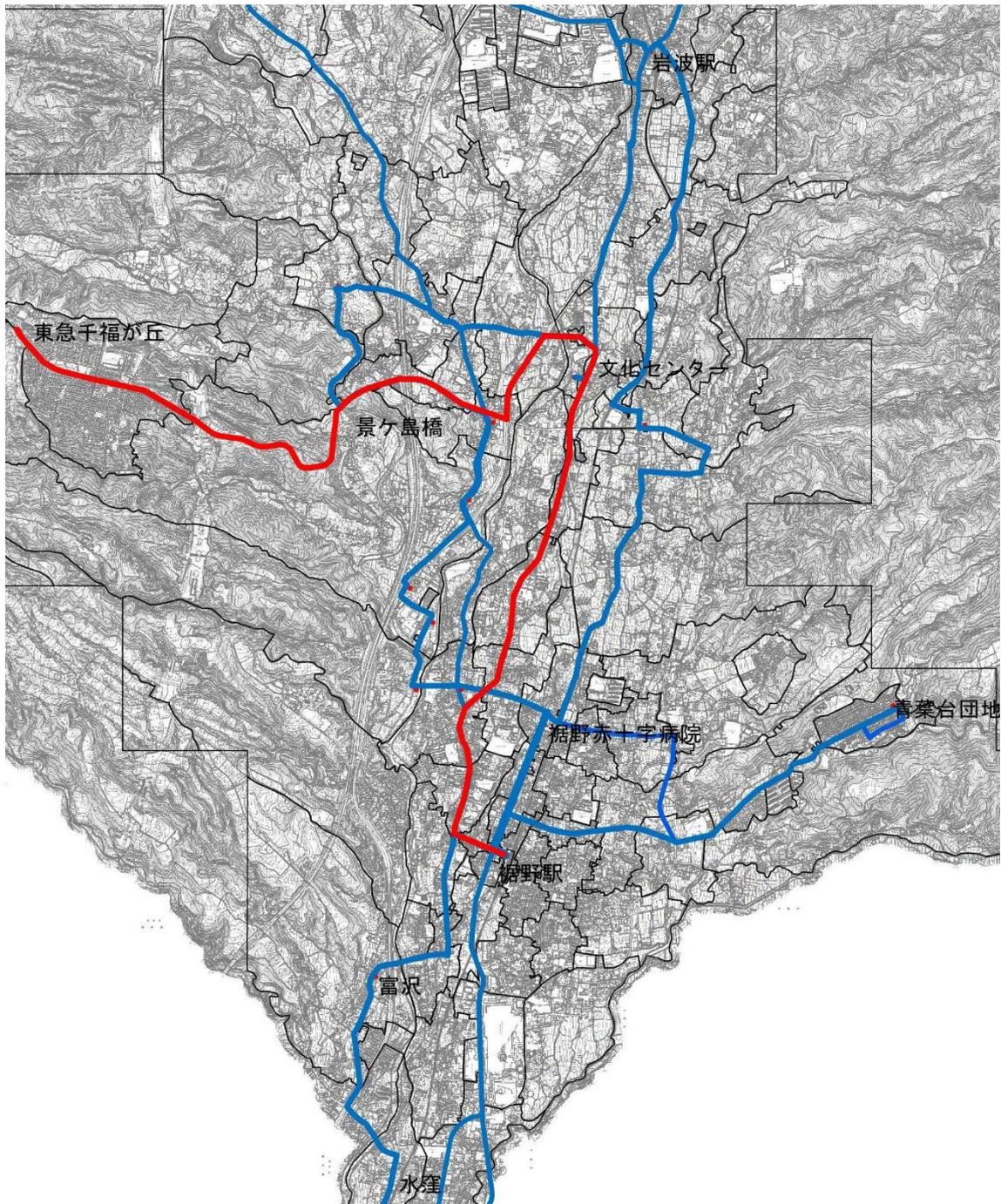
1. 実施区域

裾野市

石脇区、佐野上宿区、佐野本宿区、佐野若狭区、佐野二区、大畑区、上町区、緑町区、元町区、富沢区、南町区、二ツ屋一区、二ツ屋二区、伊豆島田区、水窪区、久根区、公文名一区、中丸中区、滝頭区、本茶区、道上区、鈴原区、茶畑団地区、青葉台区、新道区、東町区、本通り区、日の出元町区、本村上中区、本村下区、町震一区、町震二区、南堀区、和市区、遠藤原区、切久保区、上原区、上須区、深良新田区、岩波区、千福区、御宿平山区、御宿上谷区、御宿坂上区、御宿入谷区、中里区、金沢区、今里区、千福が丘区、千福南区

2. 事業を実施する路線等において現に実施されている特定旅客運送事業の状況

(1) 路線（次ページ）



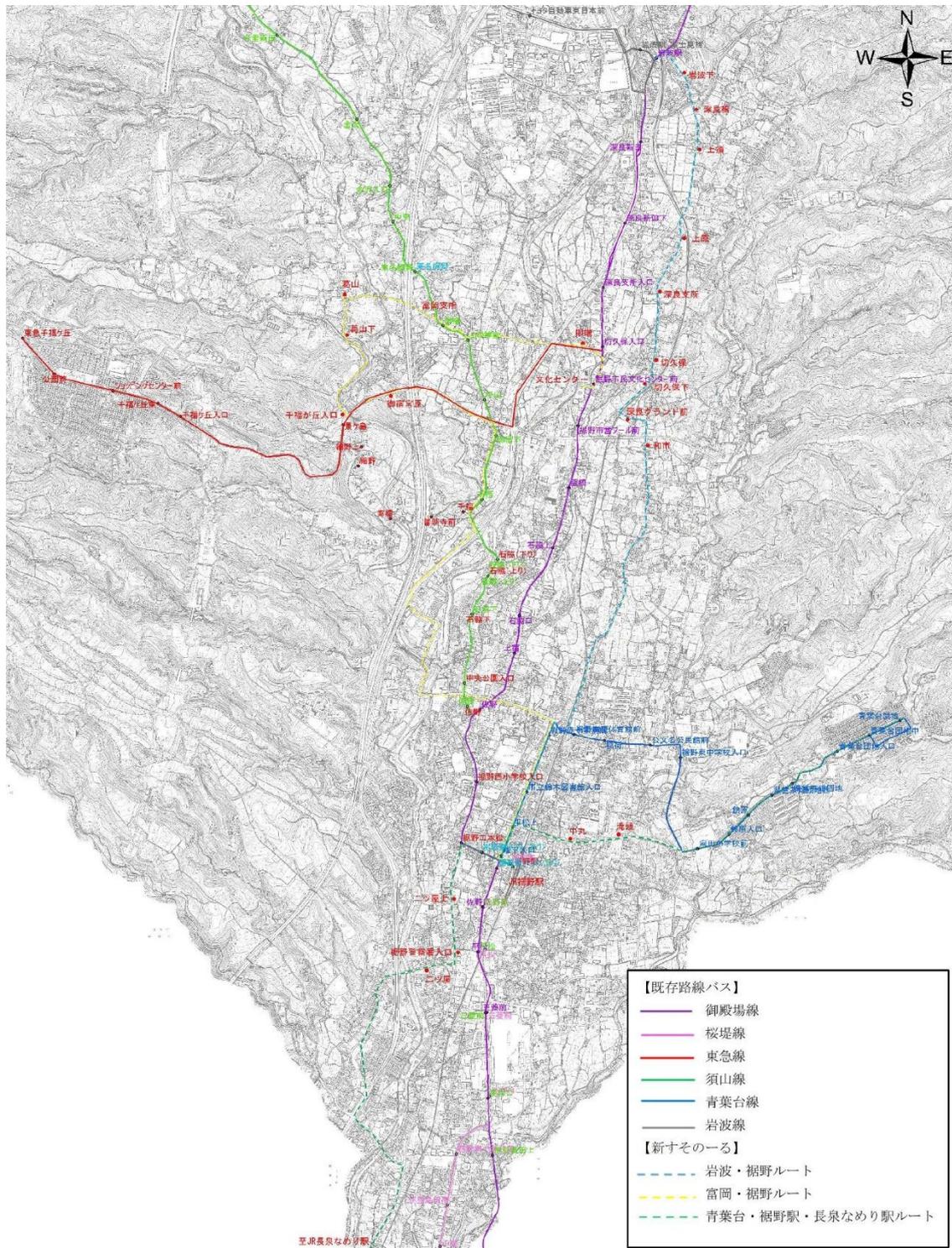
凡例

赤字線：(東急線：継続事業実施路線)

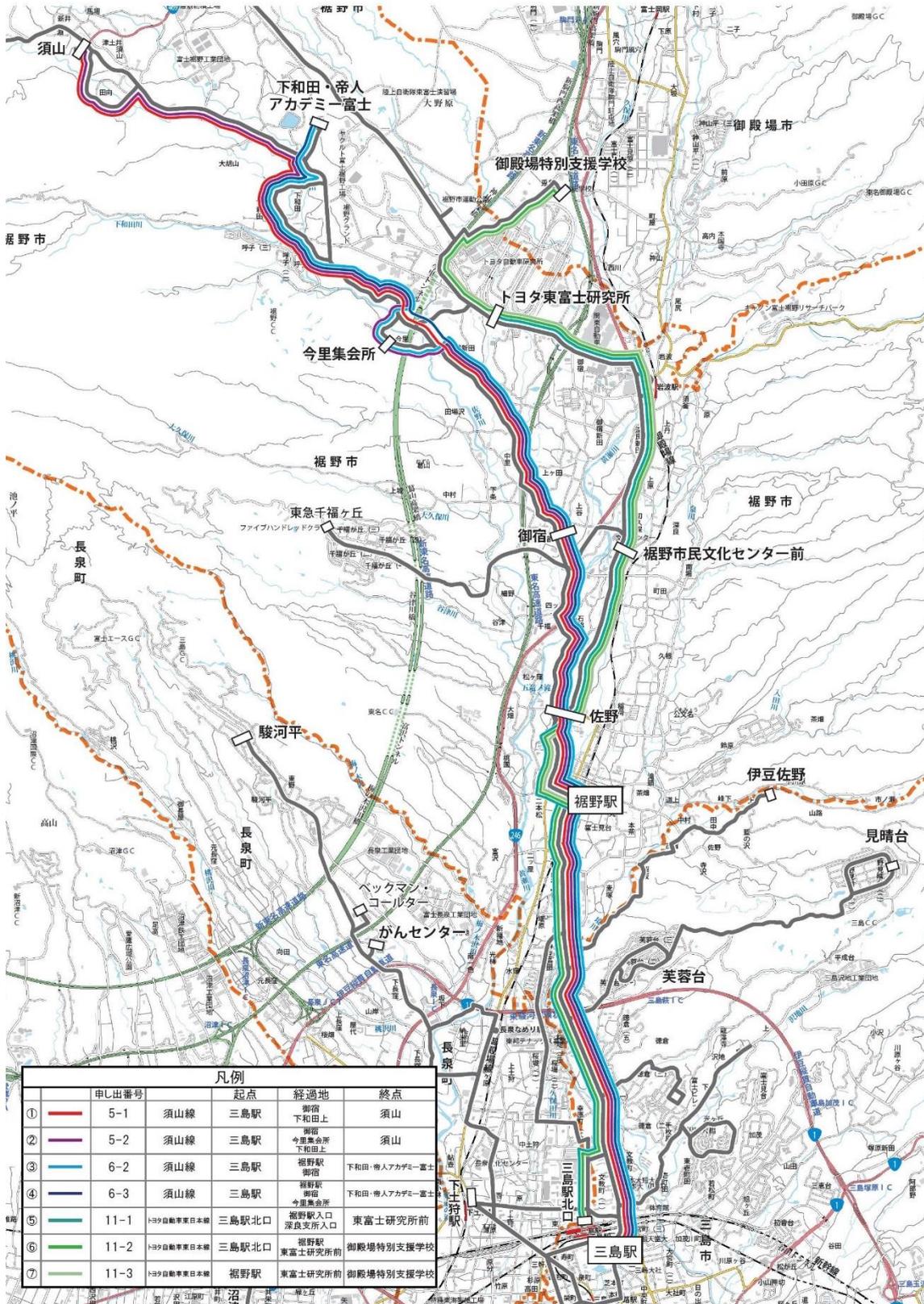
青字線：御殿場線、桜堤線、須山線、トヨタ自動車東日本線、裾野・岩波線、裾野・富岡線、青葉台・なめり線、青葉台線、岩波駅線

青字線の内訳は次ページ参照

# 青字線の内訳①



## 青字線の内訳②



## (2) ダイヤ

路線 (系統名)	平日 (回)		土日祝日 (回)		事業者名	事業の種類	運行の 態様
	往	復	往	復			
① 赤字線 (東急線)	2	2	2	2	富士急シティ バス株式会社	一般乗合旅客 自動車運送業	路線定 期運行
② その他 (御殿場線)	6	4	6	3	富士急モビリ ティ株式会社	一般乗合旅客 自動車運送業	路線定 期運行
③ その他 (桜堤線)	15	13	9	9	富士急シティ バス株式会社	一般乗合旅客 自動車運送業	路線定 期運行
④ その他 (須山線)	6	8	4	6 (土) 5 (日)	富士急シティ バス株式会社	一般乗合旅客 自動車運送業	路線定 期運行
	5	4	2	2	富士急シティ バス株式会社	一般乗合旅客 自動車運送業	路線定 期運行
⑤ その他 (トヨタ自動 車東日本線)	2	3	0		富士急シティ バス株式会社	一般乗合旅客 自動車運送業	路線定 期運行
⑥ その他 (裾野・岩波線)	7	7	0		裾野市	一般乗合旅客 自動車運送業	路線定 期運行
⑦ その他 (裾野・富岡線)	6	6	0		裾野市	一般乗合旅客 自動車運送業	路線定 期運行
⑧ その他 (青葉台・長泉 なめり駅線)	7	5	0		裾野市	一般乗合旅客 自動車運送業	路線定 期運行
⑨ その他 (青葉台線)	1	1	0		裾野市	一般乗合旅客 自動車運送業	路線定 期運行
⑩ その他 (岩波駅線)	4	0	0		裾野市	一般乗合旅客 自動車運送業	路線定 期運行

## (3) 運賃 別紙「運賃表」のとおり

3. 2の路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送継続旅客運送)に係る運送機関の種類、態様その他の内容

【引き続き実施するサービスの内容】

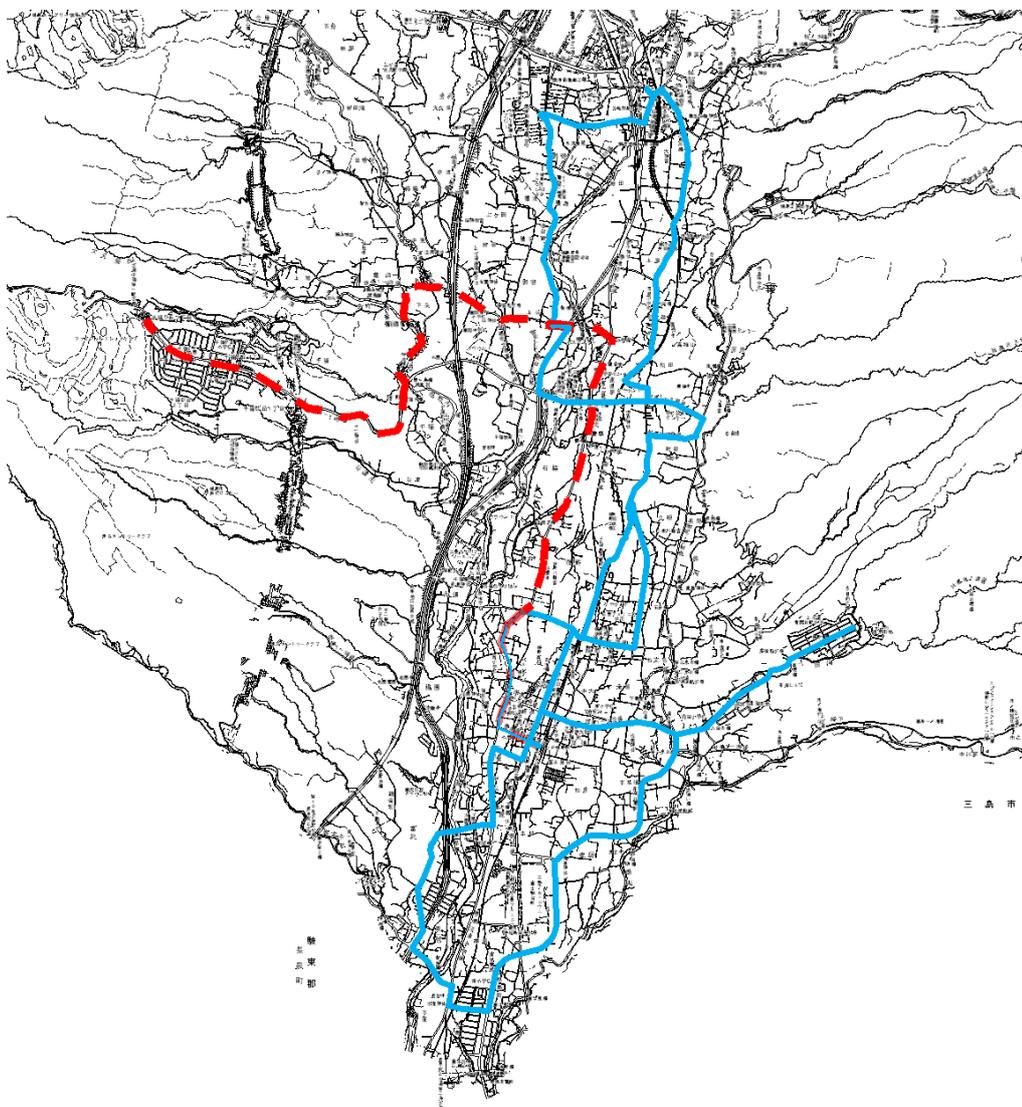
① 路線

実施区域において、商業施設、医療機関、公共施設等を経由し、令和4年3月をもって運行終了が予定されているバス路線を概ね網羅する。

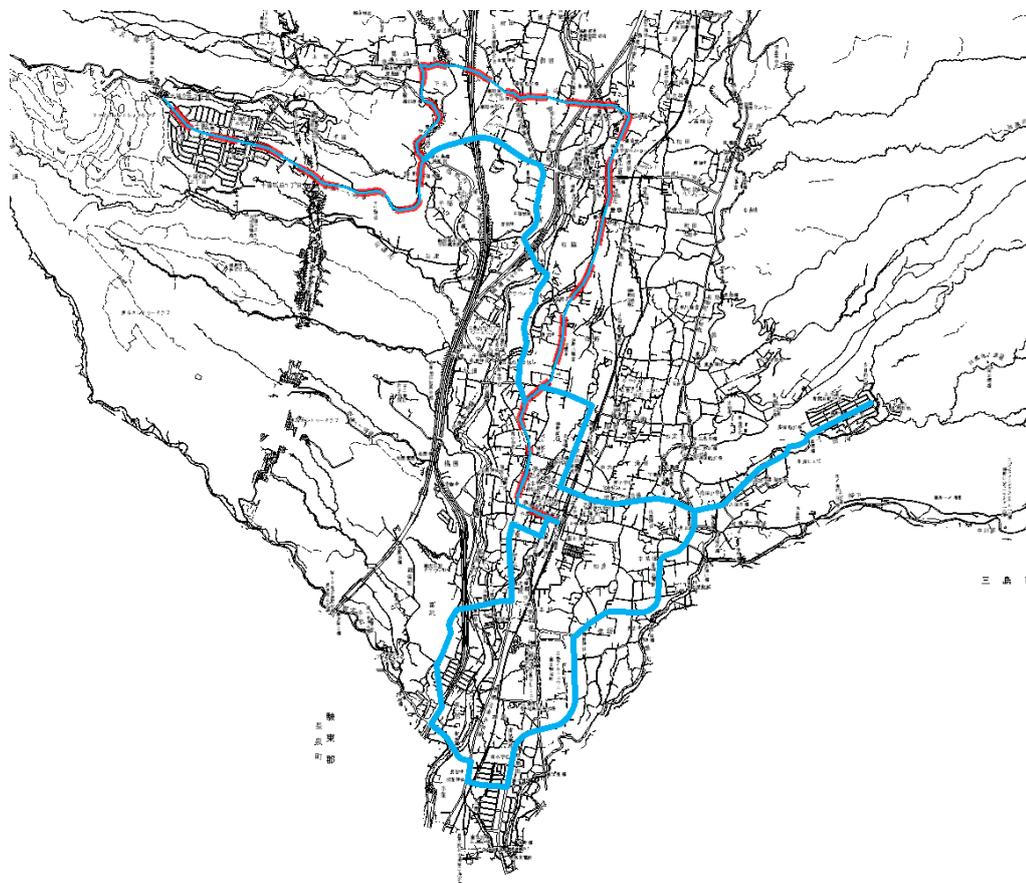
<運行ルートの例>

運行ルートをA、Bの2通り設定し、月・火・木曜日はルートA、水・金曜日はルートBを運行する。

ルート A



## ルートB



### 凡例

- - - - - 東急千福が丘線
- 新たに運行するルート

## ② ダイヤ

路線 (系統名)	平日		土日祝日		事業の種類	運行の態様
	往	復	往	復		
青字線	3回		0回		一般乗合旅客 自動車運送業	路線定期運行

- ※ 利用状況を踏まえ、小型バス車両（乗車定員 35 人以下）による運行を想定している。
- ※ 路線やダイヤについては、上記を基本としているが、運行経費などを踏まえ、決定した事業者と協議して決定する。（なお、運行開始後も利用状況を踏まえて随時見直す。）

#### 4. 継続旅客運行を実施する者の条件

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は再生計画が認可された者を除く。
- 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の適用となる団体でないこと。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- 裾野市、御殿場市、沼津市に本社、支店、営業所等を有していること
- 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条に定める、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。もしくは、令和 4 年 4 月 1 日までに許可を受ける見込みがあること。

#### 5. 地方公共団体による支援の内容

- 住民に対するバス利用促進施策
- 運行費に係る補助金の予算措置
- 地域住民と連携した利用促進策

#### 6. 実施予定期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日※地域公共交通網形成計画の期間終了まで。

7. 公募の期間

令和4年1月4日（火）～令和4年1月14日（金）

8. 継続旅客運送を実施する者の選定の方法

- 「裾野市地域旅客運送サービス継続事業」実施事業者募集要項（以下「募集要項」）に基づく公募型プロポーザルを実施。
- 選定にあたっては、裾野市職員による審査会を実施。

9. その他必要な事項

公募型プロポーザルへの参加にあたっては、募集要項を参照のこと。